

交 企 第 4 0 8 号
令 和 元 年 1 1 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則の制定について

この度、青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和元年11月青森県公安委員会規則第8号）が、別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容は下記のとおりであるから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

業務の合理化に基づく見直しを行い、様式を改正するために制定されたものである。

2 制定の内容

安全運転管理者証（別記様式第1号）及び副安全運転管理者証（別記様式第2号）の規格が変更されるとともに、写真貼付欄が削除された。

3 施行期日

公布の日

担当：交通企画課企画係